

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第4章 特殊法人岐阜市信用保証協会

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
102 意見 預託金制度の有用性について再検討することが望ましい。	平成29年度に日銀のマイナス金利政策の影響を含め、有用性について金融機関から意見を聴取した。 金融機関からは資金調達コストの負担減等の点から必要との声があること、また、国の「融資制度と預託金制度を分離することはできない」との見解もあり、引き続き制度を継続する。 ただし、協調倍率の見直しについては今後も研究を重ねていくこととする。	△	商工観光部	産業雇用課	6249	155
103 意見 市信用保証協会の経営状況を毎年確認することに加え、市信用保証協会と県信用保証協会を比較検討する客観的な指標を作成して、双方の実績を定期的に比較・検討することが望ましい。	市信用保証協会の経営状況については毎月報告を受けている。 市保証協会と県保証協会の統合の必要性が示されたときに備え、両者を客観的に比較する指標について研究中である。	△	商工観光部	産業雇用課 信用保証協会	6249	156

第5章 社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
105 意見 社会福祉推進基金及び福祉ボランティア基金が、「出資」に該当しないかを検討することが望ましい。	福祉ボランティア基金及び社会福祉推進基金が「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」に該当するかについて、県を通じて総務省に確認を行ったが回答を得られなかった。従って、出資割合を算出するに当たっては、従来どおり、資本金、基本金等の名称にかかわらず、貸借対照表における資本部分中、その団体の設立時に積み立てた、団体の財産的基礎となるべきものの額(増資等を行ってれば、増資等の後の額)に対する出資割合により算出することとする。	○	福祉部	福祉政策課	2424	164
	福祉ボランティア基金及び社会福祉推進基金が「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」に該当するかについて、県を通じて総務省に確認を行ったが回答を得られなかった。従って、出資割合を算出するに当たっては、従来どおり、資本金、基本金等の名称にかかわらず、貸借対照表における資本部分中、その団体の設立時に積み立てた、団体の財産的基礎となるべきものの額(増資等を行ってれば、増資等の後の額)に対する出資割合により算出することとする。	○	監査委員事務局	監査課	6473	
121 指摘 具体的に無償貸付の要件を満たしている事情が判明しない限り、賃料を徴収する(有償にする)ことを検討すべきである。	関係各所に相談しながら、平成30年度中に有償の方向で契約等を進める。	○	市民企画部	男女共生・生きがい推進課	2791	186

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの

第6章 社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
126 指摘 福祉政策課と監査課との間で、出資割合について、統一的な見解を出すべきである。	福祉政策課と監査課において、基本金に対する出資割合を用いて出資割合を算出することで統一した。 なお、出資割合を算出する基となる「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」の解釈について、県を通じて総務省に確認を行ったが回答を得られなかった。	○	福祉部	福祉政策課	2424	197
	福祉政策課と監査課において、基本金に対する出資割合を用いて出資割合を算出することで統一した。 なお、出資割合を算出する基となる「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」の解釈について、県を通じて総務省に確認を行ったが回答を得られなかった。	○	監査委員事務局	監査課	6473	

第7章 一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
171 意見 「柳ヶ瀬あい愛ステーション」の存在意義から遡って、今後、所管を商工観光部のままにするのか、まちづくり推進部に移すのか、公社の自主運営のままにするのか、運営を委託するのかなどといった運営のあり方を検討することが望ましい。	これまで、岐阜市にぎわいまち公社に対して、商店街の情報発信拠点の施設として商業振興に重きを置いて、「柳ヶ瀬あい愛ステーション」の運営に対する補助金の交付を行ってきた。平成30年度からは、中心市街地のにぎわい創出に向けた拠点としての役割に転換することとし、商工観光部からまちづくり推進部に所管替えをすることとした。運営については、引き続き岐阜市にぎわいまち公社が行う。	○	商工観光部	産業雇用課	6257	254

第8章 一般財団法人岐阜産業会館

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
172 意見 岐阜産業会館運営管理協議会の組織構成・決議方法につき、県とも協議の上、組織に外部委員を加えることや、重要事項については議決要件の加重をするなど、具体的な対応を検討することが望ましい。	協議会の組織構成・決議方法については、共同管理を行っている岐阜県と協議・研究していく。	△	商工観光部	産業雇用課	6252	258
173 意見 産業会館の理事長を副市長とする運用の変更を検討することが望ましい。	(一財)岐阜産業会館の今後の在り方を検討していく中で、存続の方向が確定した場合は、理事長をどうするかを岐阜県と研究していく。	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6252	259

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
177 意見 施設を存続させる場合、文化ホールを改修せずに休止した状態のままではまいと思われず、今後の方向性について再検討することが望ましい。	文化ホールの活用については、施設のあり方も含めて岐阜県と研究していく。	△	商工観光部	産業雇用課	6252	262
178 意見 産業会館は、独自の給与体系を導入することが望ましい。産業雇用課としても、県及び産業会館に対し、独自の給与体系導入についての理解を求めていくことが望ましい。	(一財)岐阜産業会館の職員の昇給、昇格等については独自に決定しているが、今後の在り方を検討していく中で、存続の方向が確定した場合は、独自の給与体系を構築するため、県及び(一財)岐阜産業会館と研究していく。	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6252	263
179 意見 施設存続を決定し、施設の大改修工事を行うこととなった場合には、公募による選定を検討することが望ましい。	産業会館が平成33年度以降も施設存続が決定した場合には、指定管理者の公募も視野に入れた対応を行う。	△	商工観光部	産業雇用課	6252	265
181 意見 再委託について、県と産業会館の三者で協議し、少しでも削減効果が現れるような契約方法を考えることが望ましい。	引き続き、市、県及び(一財)岐阜産業会館で協議し、削減効果が現れるような契約方法を研究する	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6252	267
183 意見 次期指定期間(平成29年度)までに、産業会館の組織としての在り方につき、解散も視野に入れて、県と協議し、検討することが望ましい。	次期指定期間内(平成30年4月1日～平成33年3月31日)に、(一財)岐阜産業会館のあり方を県と研究する。	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6252	268
184 意見 施設のあり方について、県と協議の上、可能な限り早期に最終的な結論を出すことが望ましい。	産業会館のあり方を県と協議している。	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6252	270

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第9章 公益財団法人岐阜市学校給食会

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
187 意見 組織として必要と考える補助金交付申請額を決めることが望ましい。	平成30年度分についても補助金交付申請額の見直しは見送った。今後も岐阜市の給食費会計方法も含めて検討される予定である。	△	—	学校給食会	240-8961	280
189 意見 給食会の貸付金の運営状況の実態を把握し、岐阜市学校給食用物資購入資金貸付規則の改正も含め、改善策の検討をすることが望ましい。	貸付金も含めた学校給食費の在り方を検討し、公会計化を191のとおり実施する予定である。	△	教育委員会	学校保健課	6325	282
190 意見 組織として必要と考える貸付額で貸付申請することが望ましい。規則上の上限額でも対応できないという事実があるのであれば、その実態を学校保健課に伝え、今後の貸付について、協議することが望ましい。	平成29年度分についても貸付金の見直しは見送った。今後も岐阜市の給食費会計方法も含めて検討される予定である。	△	—	学校給食会	240-8961	282
191 指摘 学校給食費の公会計導入を検討すべきである。	文部科学省「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が策定予定(H30)の学校給食費の会業務に係るガイドラインに沿って検討する予定である。	△	教育委員会	学校保健課	6325	285
195 指摘 早急に実態に即した諸規程を整備すべきである。	「情報公開規程」と「個人情報規程」の修正に加えて、「特定個人情報取扱規定」の新設も併せて検討を進めているところである。	△	—	学校給食会	240-8961	288
196 指摘 所管課として、給食会の諸規程整備について指導すべきである。	学校給食会の諸規程の整備状況を確認し、適時指導を行っているところである。	△	教育委員会	学校保健課	6325	288

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第11章 公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
235 指摘 公共ホール管理財団の意向も踏まえつつ、財団の所管課である産業拠点運営課及び男女共同参画・文化課との間で、合併協議を再開すべきである。	平成28年度に合併にかかる協議を実施した結果 ①一般財団法人である公共ホール管理財団の公益事業比率が著しく低く、教育文化振興事業団との合併後の団体が安定的に公益財団法人として存続するには、独自の公益事業を創出するほかなく、これは人件費の増大に直結すること ②公共ホール管理財団は収益事業を、教育文化振興事業団は公益事業を主に実施し、棲み分けが出来ているうえ、双方とも現在、経営が安定していること 以上、2点から当面、両財団法人の合併にメリットは見いだせないことから、「当面は合併の必要がない」として一致をみた。平成29年度、これらをとりまとめ最終結論を行財政改革課へ報告した。	○	教育委員会	教育政策課 教育文化振興事業団	6302 259-4646	321
237 意見 市民芸術文化・スポーツ基金は、「スポーツ基金」でもあるので、今後は、市民の健康増進などにも活用を検討することが望ましい。	岐阜県に対し、平成29年2月22日付で変更認定を申請し、3月27日付で認定された。認定を受けて、平成29年10月1日から実施を開始した。	○	-	教育文化振興事業団	259-4646	323

第12章 公益財団法人岐阜市国際交流協会

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
265 意見 ホームページを、日本語、中国語、英語だけではなく、他の言語での掲載をすることが望ましい。	平成29年度に、日本語、中国語、英語でのホームページのリニューアルを行い、分かりやすいホームページに更新した。今後は、人員及び予算の確保に努め、タガログ語及びポルトガル語での掲載を進めていく。その他の言語については岐阜市在住外国人の実態を注視し、必要性を判断していく。	○	市民参画部	国際交流協会	263-1741	356

第13章 一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
268 指摘 次期指定管理者募集前に、岐阜市長良川国際会議場条例と岐阜市文化会館条例間の事業内容の調整をすべきである。	長良川国際会議場条例の項目について検討した結果、文化の向上という施設の設置目的や地域の活性化という観点から、各施設間の連携は必要であると考えられる。そのため、項目の削除を見送った。今後、連携のあり方について引き続き検討を行う。	△	商工観光部	観光コンベンション課	6231	362
274 意見 文化センターの録音室のあり方を検討することが望ましい。	デジタル技術の発展により高性能なパソコンや手軽なアプリケーションが普及し、当録音室の利用ニーズが低くなっている。機材の高度デジタル化、部屋の用途変更又は廃止などの方策が考えられる中、消費税増税の導入時において使用料の改定又は廃止の想定で検討することとした。	△	市民参画部	公共ホール管理財団	4103 2788	371

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成26年度	
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	
監査委員公表日	平成30年4月20日	

第15章 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
313 指摘 「市内の唯一の団体」であるとして、随意契約とすることにつき、民間ではできないのか、他の自治体の類似業務の状況など、様々な角度から、適切に検証を行うべきである。	(公財)岐阜観光コンベンション協会は、県や国の関係機関と連携を取るなどして、常に観光とコンベンション両方の最新情報・資料を有しており、現段階で最も効率的かつ効果的に案内所運営業務を実施できる団体であると考えられる。今後も引き続き他都市の状況等参考に運営方法の検討を進めていく。	△	商工観光部	観光コンベンション課	6231	420
314 指摘 委託料の積算につき、他の自治体における同種業務との比較をするなど、他の角度からも、検証すべきである。	(公財)岐阜観光コンベンション協会の見積り金額を基に他都市の状況及び社会実情などを考慮し委託料を積算している。今後も引き続き他都市の状況等の情報収集を進めていく。	△	商工観光部	観光コンベンション課	6231	421